ナースコールシステム　仕様書

この仕様書はナースコールシステムの購入及び納品について適用する。

１．品名
ナースコールシステム

２．機能・機器構成等
ナースコールシステム　一式
※ 本物品に係る機能・機器構成等の詳細な要件については、別紙に示すとおりとする。

３．一般的条項
（１）搬入、組立、据付、調整は費用に含むこと。
（２）受注者は、ナースコールシステム（以下「物品」という。）の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、当院に連絡すること。
（３）物品を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
（４）受注者は、物品の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。
ア　物品の構造、機能および取り扱いに関する説明書
イ　物品に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表

４．納入期限
契約の日から令和９年３月１９日まで

５．納入（設置）場所
尾鷲総合病院内の病棟３階、６階及び７階（尾鷲市上野町５番２５号）

６．検査及び引き渡し
受注者は、納品に当たっては、速やかに事務担当に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、引き渡しを行うこと。
なお検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

７．その他
（１）本物品の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
（２）操作説明会は求めに応じ、適宜開催すること。
（３）作業は、納期、作業期間のスケジュールについて事前に打ち合わせを行い、そのスケジュールに従い完了すること。
（４）納入検査後１年間は、使用者の責任に帰さない故障に対しては、無償にて修理もしくは交換を行うこと。
（５）緊急故障時には、早急に復旧できる体制を有すること。

（６）納入に係る経費については入札価格に含むこと。
（７）本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、当院職員と協議のうえ、決定すること。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第７条第１項の規定により、受注者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（１）受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

（３）受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別紙

１．ナースコールシステム設備

１－１ 作業条件

（１） 機器設置、相互の接続、それに伴う配線作業一式を行うこと。

（２） 周辺機器は適宜、指定の場所へ納品すること。

（３） 令和９年３月１９日までに機器の設置及び納入物品等の取扱説明書を用意するとともに、説明を求められた時はこれに応じること。また、納期までに操作実施者を対象とした操作説明会を行うこと。

（４） 作業・構築に係る材料（端子・ケーブル・ネットワーク機器等）も用意すること。

（５） 各種指定配線については新規に用意とすること。

１－２ 作業日程

（１）上記１－１（３）の期間内の指定した日に作業を実施すること。なお作業に関しては許可された日程・時間を厳守すること。

１－３ 作業の実施について

（１）院内感染対策として、施設内でのマスク着用など配慮した着衣で作業を行うこと。

１－４ 作業中の安全確保及び環境保全について

（１） 作業に際し公衆災害の防止、作業中の安全確保及び環境保全のための関係法令の記述に従う他以下の項目に留意すること。

ア 高所作業における落下・転落防止

イ 作業場における酸欠状態及び有毒ガス等の発生防止

１－５ 発生材

（１） 発生材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適切に処分すること。

１－６ 品質・性能条件

（１） 原則、２４時間３６５日稼動が可能なシステムとすること。

１－７ システム概要及び機能要件

（１） ナースコールシステム機能

ア 無線式ナースコールシステムであること。

イ 管理用パソコンによる一括管理が可能なこと。

ウ 管理用パソコンにフロアマップの表示ができること。

エ 呼出し、応答の履歴を記録し、管理用パソコンで確認できる機能を有すること。

オ 患者及び各種センサーからの呼出しがあった場合、呼出場所の情報を管理用パソコンの画面に表示して通知でき、呼出音として呼出場所の情報を管理用パソコンに音声で通知できること。また、患者からの呼出しと各種センサ

ーからの呼出しを、画面表示及び呼出音により区別できること。
カ　フロアごとに呼出先を区分して設定できること。
キ　ナースコールシステムはスマートフォンと連携できること。
ク　スマートフォンはインカムと連携できること。

（２）　既存機器との連携

ア　マルチハートコール（ＮＬＲ－９ＭＣＡ）１台、呼気式呼出スイッチ（ＮＦＲ－９ＦＡ）１台、コールマット・コードレス（ＨＣＢＲ－３）７台及び離床検知装置（ＮＴＭ－３ＡＮＦ－３Ｐ）３台について、ナースコールシステムと連携して使用できること。
イ　アに記載の機器が使用できない場合は、同等以上の機能及び性能を有し、ナースコールシステムとの連携が可能な機器をもって代替すること。

（３）　呼出し・応答機能

ア　病室、トイレ、脱衣所及び浴室において患者からの呼出しがあった場合は、呼出場所の情報をスマートフォンの画面に表示して通知できること。また、スマートフォンを単独で使用している場合は、当該スマートフォンにより、スマートフォンとインカムを連携して使用している場合は、当該インカムにより、呼出音として呼出場所の情報を音声で通知できること。
イ　病室からの呼出しに対し、職員が、スマートフォンを単独で使用している場合は当該スマートフォンにより、スマートフォンとインカムを連携して使用している場合は当該インカムにより応答し、患者と双方向の通話ができること。
ウ　患者からの呼出しと各種センサーからの呼出しを、呼出音及びスマートフォンの画面表示により区別できること。

（４）　スマートフォン・インカム機能

ア　スマートフォンは、Android OS を搭載した端末であること。
イ　インカムは、骨伝導方式であること。
ウ　職員間の個別通話ができること。
エ　職員間のグループトークができ、発信者からグループ設定をした職員全員に一斉に音声を発信できること。
オ　職員間の通話中に患者又は各種センサーからの呼出しがあった場合においても、当該呼出しを認識できること。

（５）　ネットワーク

ア　各フロアに設置する管理用パソコン３台は、ネットワークを介して相互に連携できる構成とすること。なお、管理用パソコンの一括管理についてはフロアごとにできること。
イ　施設内の必要な範囲において、呼出し、通知及び通話に必要な無線通信エリアを確保し、安定した通信が行えること。
ウ　既設の無線通信設備及び無線通信機器との電波干渉を防止・抑制し、安定した無線通信環境を確保すること。
エ　導入前に施設内の電波状況及び既設の無線通信環境を調査し、その結果に基づき、無線通信機器を適切に配置及び設定すること。
オ　システムの導入後、施設内の必要な範囲において通信状況を確認し、呼出し、通知及び通話が正常かつ安定して行えることを確認すること。

カ　通信切断、機器の故障等により異常が万が一発生した場合には、即座に検知し、通知できる機能を有すること。

（６）　その他

ア　既設のナースコールシステムは撤去せず、新設のナースコールシステムと併用できること。

イ　新設のナースコールシステムを設置するフロアにおいて、患者が既設のナースコールシステムと混同し、誤操作することのないよう、機器の設置位置や表示方法等について必要な対策を講じること。

ウ　新設するナースコールシステムは、将来的な病棟編成の変更等に伴い、別のフロアへ移設できる構成とすること。

エ　導入後の通常運用において、通信費、月額利用料、アプリ使用料、ライセンス料等の費用が発生しないこと。

１－８ 機器構成及び作業内容

（１）ナースコール機器構成

ア　ナースコールシステムソフトウェア　１式

イ　管理用パソコン（無停電電源装置接続）　３台

ウ　緊急呼出ボタン・無線式呼出会話装置　１７０台（うち予備１８台）

エ　トイレ用緊急呼出ボタン　６７台（うち予備３台）

オ　浴室・脱衣所用緊急呼出ボタン（防水タイプ・ＩＰ６５相当）　２３台（うち予備３台）

※ ウ、エ及びオの予備は、将来の病棟編成の変更及び機器の故障等に迅速に対応するためのものとする。

カ　スマートフォン　６０台

キ　インカム　６０台

（２）　導入作業

ア　無線ナースコール機器設定・電波測定・作業調整

イ　無線ナースコール機器取付作業

ウ　無線ナースコール用ネットワーク構築（新規ＬＡＮ配線、無線ＡＰ・ＨＵＢ設定設置含む）

１－９ 保守サポートについて

（１）　ナースコール機器

ア　システム障害時は管理用パソコンへのリモート接続による対応ができること。また、必要に応じメーカーからの技術応援が行えること。

イ　機器の故障時は、代替機を用意し早急に交換ができること。

（２）　ネットワーク障害について

ア　無線アクセスポイント、ＬＡＮ配線について障害時は、現地調査を実施し必要に応じ機器交換を行うこと。

イ　リモートアクセスができる環境を構築し、障害時は対応できること。

２．契約事項

２－１ 契約範囲

（１） 当施設指定の契約書による。詳細については、受注者との打合せ後に決定するものとする。また、検収、支払い、損害賠償、機密事項、知的財産権等については、契約書により定めることとする。

２－２ その他

（１） 本作業は本仕様書に従い作業するが、仕様書に明記していない事項で作業の性質上当然必要なものは発注担当者と協議の上、その指示に従い作業すること。

（２） 受注者は作業に当たり労働安全衛生法・建設業法等に定める作業に関する諸法令を遵守するとともに、作業の円滑な進捗を図るものとする。

（３） この作業において使用する電気の支給方法は、発注担当者と別途協議する。

（４） 受注者は作業に先立ち作業計画書を作成し、発注担当者の承諾を得ること。作業計画書には、作業概要・実作業程表・現場組織・緊急時連絡体制・工種別作業計画に関する書類を添付する。また、仕様書の作業記録写真及び建設副産物の計画に関する書類を作成した場合も本計画書に添付し、完成図書においても同様に作業完了後に提出すること。

（５） 作業範囲の作業に伴い既存部分の仕上げと不整合が生じた場合には、極力既存に合わせた仕上げを行い最終完成時の姿に統一感をもたせたものとすること。

（６） 作業にあたっては、施設側と十分な協議と連絡調整を行うこと。

（７） 作業は日中のみとし資材搬入ルートは限定する。また、騒音は極力抑え作業範囲は埃の散乱を防止し安全確保のため区画養生すること。


X1
X2
X3
X4
X5
X6
X7
X8
X9
X10
X11
X12
60,000
6,000
Y1
Y2
Y3
Y4
8,700
6,000
23,400
リカバリー5床室
302
303
看護婦休憩室
305
306
307
特別室
308
WC
DS
看護婦作業室
記録室
面接室
汚物処理室
浴室
更衣室
309
310
311
312
313
MWC
WWC
洗濯室
リネン室
PS
DN
UP
320
319
318
談話食事室
配膳室
検査室
ELV
ELVホール
医師控室
器材庫
家族室
317
316
315
HWC
押入


X1
X2
X3
X4
X5
X6
X7
X8
X9
X10
X11
X12
60,000
6,000
Y1
Y2
Y3
Y4
8,700
6,000
23,400
未熟児前室
授乳室
看護婦休憩室
602
603
605
606
607
未熟児室
新生児室
母親学級
分娩室
601
陣痛室
看護婦作業室
内診
汚物処理室
脱衣
浴室
洗髪室
608
609
610
611
612
613
DS
MWC
WWC
洗濯室
リネン室
PS
WC
DN
UP
628
627
626
625
623
622
621
620
医師控室
ELV
ELVホール
配膳室
器材庫
プレイルーム
619
618
617
616
615
院医食事室


X1
X2
X3
X4
X5
X6
X7
X8
X9
X10
X11
X12
60,000
6,000
Y1
Y2
Y3
Y4
23,400
8,700
6,000
101
医師控室
702
看護婦休憩室
703
705
706
707
708
リカバリー室
719
720
721
722
看護婦作業室
記録室
面接室
汚物処理室
浴室
709
710
711
MWC
WWC
DS
リネン室
PS
WC
DN
ELV
ELVホール
UP
DN
ELV
器材庫
家族控室
介助浴室
718
717
716
談話食事室
715
713
712